平成２３年（フ）第３９号
神奈川県逗子市逗子２丁目１番７号　103
債務者　笠井　雅則
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４１号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目21番４号
債務者　宮田　雄樹
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目１番地　ダイカンプラザＣＩＴＹ－１－202
債務者　山岸　昭吉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０６６号
名古屋市天白区土原１丁目325番地の２　サンヒルズ松和花壇603号
債務者　冨士屋ランドリーこと　佐藤　靖子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６７号
名古屋市天白区土原１丁目325番地の２　サンヒルズ松和花壇603号
債務者　佐藤　和重
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７号
愛知県豊明市三崎町井ノ花６番地15　エステートⅢ102号
債務者　中井保温こと　中井　大介
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８号
愛知県豊明市三崎町井ノ花６番地15　エステートⅢ102号
債務者　中井　美鈴
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６２号
名古屋市千種区古出来３丁目２番７号　第８オーシャンビル501号
債務者　益川あき代
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２５号
広島県福山市東深津町５丁目５－７、住民票上の住所広島県福山市新涯町４丁目10番37号　ＳＵＮ　B102
債務者　井口　理美（旧姓宇山）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３６号
広島県福山市春日町６丁目25番36―205号、旧住所広島県福山市高西町２丁目８番26－１号　カーサ・ラッフィナートＥ103
債務者　下釜　　彩
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６９５６号
大阪市港区夕凪１丁目９番８―205号
債務者　丸山　貴幸
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６７号
大阪府東大阪市下小阪３丁目13番28号
債務者　野田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０号
大阪市此花区西島４丁目１番20―2704号
債務者　宮田　良基
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８８号
大阪市生野区巽中３丁目19番３号　マーシュ南巽401号室
債務者　清水　浩仁
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１１号
大阪府吹田市垂水町１丁目28番10―306号
債務者　永塩　順子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１７号
大阪市住之江区東加賀屋４丁目７番10号
債務者　木村　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９３号
大阪市城東区蒲生１丁目６番５号　千寿シークＶ404
債務者　中島　晃治
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部